

学校いじめ防止基本方針

稲敷市立あずま北小学校
令和7年4月1日

目 次

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本姿勢

II 学校の取組

- 1 いじめの対応
 - (1) いじめ問題対策会議の設置
- 2 いじめの防止等に関する措置
 - (1) 未然防止
 - ① 授業、学級活動
 - ② 児童会活動、学校行事
 - ③ 教育相談と個別面談
 - ④ 縦割り班活動
 - ⑤ インターネットやブログ、SNS等を通じて行われるいじめ
 - (2) 早期発見
 - ① 学校生活アンケート調査・Q - U調査
 - ② 保護者との連携
 - ③ 相談窓口の周知
 - (3) 早期解消に向けた取組
 - ① 被害者の保護
 - ② 実態の把握
 - ③ 加害者への対応
 - ④ 重大事態の調査と報告
 - ⑤ インターネットやブログ、SNS等を通じて行われるいじめの対応
 - ⑥ 情報の共有
- 3 関係機関等との連携
 - (1) 保護者
 - (2) 地域
 - (3) 関係機関
 - (4) 学校以外の団体等
 - (5) その他
- 4 教職員の研修
 - (1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修
 - (2) いじめの具体的な対応に向けた研修
 - (3) インターネットやブログ、SNS等を通じたいじめに向けた研修
- 5 学校の取組に対する検証・見直し
 - (1) いじめに関する取組の検証
 - (2) いじめ防止の取組についての見直し

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条1項）をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめの行為をせず、いじめを認識しながら、これらの行為等を放置することがないようにする。また、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにするため、いじめの防止等の対策を講じる。

(2) 基本姿勢

- ① 児童の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見に努め、認知した場合は、全職員で迅速に対応する。
- ③ 保護者及び地域住民のいじめ問題に関する意識を高め、社会全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。

II 学校の取組

1 いじめの対応

(1) いじめ問題対策会議の設置

いじめ防止等に関する対応を効果的に行うため、いじめ問題対策会議を設置する。当該組織は、校長が任命し、教頭、教務主任、生徒指導主事、各ブロック主任、養護教諭で構成する。発生事案によってメンバーは変更することがある。

当該組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

- ① 具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ② いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに会議を開き、いじめであるかどうかの判断をする。
- ③ いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方法を決定する。
- ④ いじめの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行う。
- ⑤ 重大事態が起きた場合、稲敷市教育委員会と連携し、収束に向け速やかに対応する。
- ⑥ 児童及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。
- ⑦ 地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけるとともに、連絡を受けた場合には速やかに対応する。

- ⑧ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
- ⑨ いじめが解消したと判断した場合にも、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 授業、学級活動

1時間でも児童は確実に成長することを意識して、授業や学級活動などで、児童の「自己指導能力」を高め、「社会性」を育む。また、児童が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級環境をつくり出す。授業では、道徳教育、キャリア教育、人権教育、福祉教育、情報教育等の充実を図る。

② 児童会活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、学校行事やその準備等の中で全ての児童が活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、「自己有用感」を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通じて、自分を律していく力と判断する力を身に付けることによって、児童の規範意識を高める。

③ 教育相談と個別面談

教職員が、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、定期的に学校生活アンケートを行うとともに、定期的な個別面談の時にも、いじめの被害を受けていないかどうか等を確認する。さらに、スクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制を整える。

④ 縦割り班活動

教職員の適切な指導体制のもと、児童が幅広い望ましい人間関係を築くために、異学年集団活動、学級遊び等を多くし、児童同士のつながりを深める機会を増やす。また、学校ボランティアの北小サポーターとの活動を通して、地域の方々や3世代交流を進め、地域で児童を見守る体制を構築する。

⑤ インターネットやブログ、SNS等を通じて行われるいじめ

インターネットやブログ、SNS等を通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から情報を収集し、その把握に努める。児童がインターネットやブログ、SNS等の使用について、自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育、情報リテラシー教育を推進する。

⑥ 職員終会での情報交換を十分に行う。児童の気になる行動やわずかな変化など些細なことでも報告し、情報を共有する。

(2) 早期発見

教職員は、「いじめ」は、どの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないようにする。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合は、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等のかかわりを持ち、的確に状況の把握をする。

① 学校生活アンケート調査・Ｑ－Ｕ調査

いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校外で起こったいじめも記入させ、その際、いじめであると特定できない、疑わしい状況でも記入するように指導する。また、Ｑ－Ｕ調査を実施し、結果を分析し、児童の実態把握に努めるとともに、全教職員で情報を共有し、児童一人一人を全教職員で見守り、指導する体制を構築する。

② 保護者との連携

学校での児童の様子や学校での取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用、一人一台端末を活用した校内相談窓口を設置するとともに、学校外の電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

○茨城いのちの電話 ☎ 029-855-1000

○いじめ・体罰解消サポートセンター ☎ 029-823-6770

E-mail kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

○子どもホットライン ☎ 029-221-8181

FAX 029-302-2166

E-mail kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

○子どもの教育相談 ☎ 029-225-7830

FAX 029-302-2161

E-mail 7830@center.ibk.ed.jp

○生徒指導相談室 ☎ 029-823-6770

○稲敷市教育センター ☎ 029-892-2852

(3) 早期解消に向けた取組

いじめを発見したり、連絡や相談を受けたりした場合は、早急に校長に報告をする。速やかに被害者の安全を確保するとともに、校長は「いじめ問題対策会議」の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的な役割分担かつ具体的な手立てを協議し、対応する。

① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合には、いじめられている児童を守り通すことを第一とする。また、被害児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケートや個人面談等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を稲敷市教育委員会に報告する。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導に当たる。さらに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応

に関して必要な助言を行い、協力して対応する。さらに、いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを継続して行う。

④ 重大事態の調査と報告

いじめを背景とした「重大事態」について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。

さらに、再調査を行う必要があると認められた場合は、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を受け、主体的に再発防止に取り組む。

⑤ インターネットやブログ、SNS等を通じて行われるいじめの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局の協力を求める。

3 関係機関等との連携

(1) 保護者

学校は、児童の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

学校は、校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員や主任児童委員、PTA本部役員、地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合は、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、速やかに稲敷市教育委員会、稲敷警察署、土浦児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には直ちに稲敷警察署に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体の責任者と学校が連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合には、関係学校が連携していじめの問題に対応する。

4 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

(1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修

実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) いじめの具体的な対応に向けた研修

事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の理解を深める。特に、いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通理解を図る。併せて、同様のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットやブログ、SNS等を通じたいじめに向けた研修

インターネットやブログ、SNS等を通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラル、情報リテラシー教育への理解を深める。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ問題対策会議」でいじめに関する取組の検証を行う。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。